

総務大臣
山本早苗 殿

統計委員会委員長
西村清彦

諮問第97号の答申 毎月勤労統計調査の変更について

本委員会は、諮問第97号による毎月勤労統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年10月27日付け厚生労働省発政統1027第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「毎月勤労統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

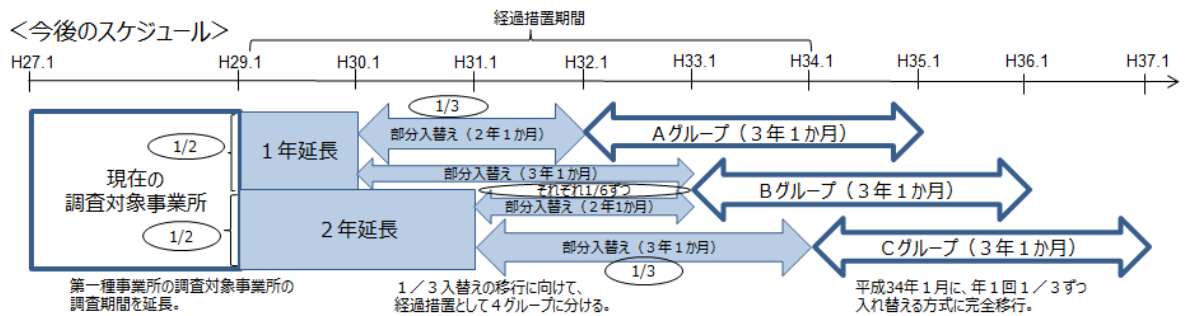
(2) 理由等

ア 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

(ア) ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施

本申請では、第一種事業所に係る調査について、図のとおり、平成32年1月調査から、調査対象事業所を毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入する計画であり、それまでの経過措置として、現在の調査対象事業所のうち、半数の事業所に対しては1年間（平成29年2月～30年1月）、残り半数の事業所に対しては2年間（平成29年2月～31年1月）、それぞれ調査期間を延長した上で、その後、段階的に部分入替えを行う計画である。

図



本調査における調査対象事業所の入替えについては、従前、数年に一度、一斉に行われていたため、この入替えの際に生じる結果のかい離が利用上の支障となることから、その改善が求められていた。また、平成27年度の統計委員会（基本計画部会）における統計法施行状況に関する審議を受けて取りまとめられた「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（平成28年3月22日）（以下「未諮問審議結果」という。）の中でも毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入とそれに向けた経過措置の検討が、今後の取組の方向性として示されていたところである。

今回の計画は、未諮問審議結果で示された取組の方向性に沿ったものであり、その導入に当たっては、調査事務を分担する都道府県の負担軽減を図りつつ、経過措置期間中における脱落事業所の発生を抑制するため、報告者負担の軽減策や回収率向上策も講じることとされている。

一方で、現在の報告者は、経過措置により報告期間が延長され、報告者負担が増加することとなるが、ローテーション・サンプリングの導入後に複雑化することが見込まれる調査対象事業所の円滑な管理を目的としたシステム開発・整備等には、一定の期間も必要なことから、経過措置期間の短縮は困難と考えられる。

以上のことから、今回の計画のうち、ローテーション・サンプリングの導入自体は適当であり、その前提としての経過措置については、やむを得ないものとする。

なお、今後の運用に当たっては、脱落の抑制や脱落が生じた場合の対象事業所の補充に適切に対応するとともに、脱落に伴う影響について検証し、その結果について情報提供する必要がある。

(イ) ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応

厚生労働省は、従来から本調査の結果を用いた賃金・労働時間指数を作成・公表してきたところであり、調査対象事業所の入替えの際には、従前、入替え前のデータを用いて作成した指数（以下「旧指数」という。）を、入替え後のデータを用いて作成した指数（以下「新指数」という。）に修正した上で、過

去の指数についても遡及改定していた。しかし、この遡及改定により過去の増減率が変更されることへの疑義が、今回のローテーション・サンプリングの導入の要因の1つとなっている。

また、平成28年度の統計委員会（横断的課題検討部会）における統計法施行状況に関する審議を受けて取りまとめられた「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」（平成28年10月7日）（以下「横断的課題審議結果」という。）の中でも「標本交替による断層への対応」に係る「望ましい方法」として、「断層が過度に広がる前に標本を交替させることを前提に、新旧計数をそのまま接続する」旨が示されている。

このため、ローテーション・サンプリングの導入の適否を判断することに合わせて、賃金・労働時間指数の接続方法等についても確認を行った。

① 接続方法の変更

厚生労働省は、ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対象事業所の入替え時における賃金・労働時間指数の取扱いについて、従前の方法を改め、新指数と旧指数をそのまま接続させるとともに、遡及改定も行わないこととしている。また、経過措置期間中も同様の対応をとることとしている。

これについては、横断的課題審議結果を踏まえた対応であることから、適当である。

なお、賃金・労働時間指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、十分な情報提供を行う必要がある。

② 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対象事業所の入替えの際にも、一部の調査対象事業所については引き続き調査が行われる状況となる。そこで、厚生労働省は、平成30年1月分調査結果から、賃金・労働時間指数について、入替えの時期をまたいで継続的に調査対象となる事業所（第一種事業所及び第二種事業所）のデータを用いて継続指数を作成し、参考系列として公表することとしている。

これについては、未諮問審議結果の中で示された「ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。」との指摘を踏まえた対応であることから、適当である。

なお、継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指数（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指数）との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。

イ 事業所母集団データベースの利用

本申請では、平成30年1月分調査から、母集団情報を「経済センサス」から

「事業所母集団データベース」の年次フレームに変更する計画である。

「経済センサス」は周期調査であり、結果として母集団情報も2～3年間更新されないことから、調査対象事業所を選定する際の母集団として、陳腐化が避けられず、それが調査結果における断層の拡大要因ともなっていた。そのため、可能な限り最新の母集団名簿への切り替えが望ましいと考えられていた。

未諮問審議結果においても、事業所母集団データベースの利用を含めた調査設計の検討が今後の取組の方向性として示されていたところである。

今回予定されている計画は、ローテーション・サンプリングの導入により、毎年、調査対象事業所の入替えを行うに当たり、使用可能な最新の母集団情報を利用しようとするものであり、適当である。

ウ 常用労働者の定義変更

本申請では、平成30年1月分調査から、調査事項の一つである常用労働者について、表1のとおり、定義を変更する計画である。

これについては、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）で示された労働者区分の整理を踏まえた対応であり、他の統計との比較可能性の向上に資するものであるため、適当である。

なお、定義変更に伴う賃金等への影響について、十分な情報提供を行う必要がある。

表1

区分	現 行	変更案
全国調査 地方調査	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u> (後略)
特別調査	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者で前2ヵ月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われた者をいいます。</u> (後略)	(前略) 常用労働者とは、期間を定めずに、又は <u>1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</u> (後略)

エ 統計調査員の活用範囲拡大

本調査のうち、第一種事業所については、現在、都道府県職員が調査事務を行い、統計調査員は調査事務を行っていない。しかし、都道府県職員の負担軽減及び回収率の向上という観点を踏まえ、本申請では、第一種事業所に対する調査事務について、平成29年度以降、都道府県の判断で、都道府県職員に加えて統計調

査員も督促業務を行うことができるようにする計画である。

これについては、都道府県職員の業務負担の軽減や報告者に対するきめ細かい対応という観点から、適当である。

オ 調査票情報の保存期間の変更

本申請では、本調査のうち、全国調査及び特別調査に係る調査票情報（調査票の内容を記録した電磁的記録媒体に限る。）の保存期間を、表2のとおり「3年」から「永年」に変更する計画である。

表2

現 行	変更案														
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) 調査票情報の保存期間</p> <p>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：3年</p> <p>(2) 保存責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び特別調査 厚生労働大臣 ・地方調査 都道府県知事 	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国調査及び特別調査</td> <td>記入済み調査票</td> <td>3年</td> <td rowspan="2">厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td>永年</td> </tr> <tr> <td>地方調査</td> <td>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td>3年</td> <td>都道府県知事</td> </tr> </tbody> </table>	調査名	書類名	保存期間	保存責任者	全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事
調査名	書類名	保存期間	保存責任者												
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣												
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年													
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事												

これについては、調査票情報に係る二次的利用の推進に資するものであることから、適当である。

なお、地方調査に係る調査票情報の保存については、保存責任者が都道府県知事であるとともに、保存期間が3年のままである。しかし、今後の調査票情報に係る二次的利用の円滑かつ広範な利活用を可能とするためには、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体の保存期間を長期化するとともに、厚生労働大臣においても管理することが望ましいと考えられる。ただし、現段階ではその取扱いについて、具体的な検討は進んでいない。

2 オンライン調査の推進

オンライン調査については、

- ① 報告者負担の軽減や集計業務の効率化、正確な統計作成など多くのメリットがあること、
- ② 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）におい

て、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査は、オンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていること、

- ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査がオンライン調査の充実に優先的に取り組む調査とされていること

等を踏まえ、その推進に一層取り組むことが求められている。

本調査においては、郵送による回答のほか、従前からオンラインによる回答も可能となっており、オンライン利用率は、調査全体として、平成25年が28.5%、平成26年が30.8%、平成27年が32.1%と漸増傾向にある。

しかし、本調査は、第一種及び第二種事業所については反復継続的な形で毎月実施されていること、及び全数調査として行う階層もあることから、オンライン利用率の向上を図る余地があるものと認められる。

これについて、厚生労働省は、個別事業所へオンライン利用について指導を行うオンライン化指導員の設置を予算要求しており、さらにオンライン回答の推進のため、リーフレットによる周知等を行うこととしている。

このように、オンライン調査の推進に取り組んでいることは評価できるところであり、今後更なる利用促進を期待する。

3 今後の課題

調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。